

新型コロナウイルスの影響を受けている仲間へ 心当たりのある方は、支部までご相談下さい。



【月次支援金】※最大…法人20万円／月・個人10万円／月

緊急事態宣言または、まん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響を受けて、2019年もしくは2020年と比較して今年の売上が減少している。

【東村山応援金】※最大…法人40万円・個人30万円

東村山市内に事務所・事業所の所在地がある事業者（2021年3月31日以前～）で、2019年と比較して今年の売上が減少している。※一人親方など個人事業主も申請可能です。

【雇用調整助成金】※最大…【13,500円×休業日数】の90%

新型コロナウイルスの影響により売上が減少し、休業等を行い、労働者に休業手当の支払いを行った（給与を補償した）。

仲間をご紹介下さい！

あなたの周りに「労災に入りたい。」「土建国保が気になる。」「建設業許可を取りたい。」、そもそも「東京土建って何？」そんな仲間はないでしょうか？

また、新型コロナウイルスの影響等により、困っている仲間がいましたら、組合に相談するように、お声かけをいただき、ご紹介下さい。

紹介者様にQUOカード（500円分）をプレゼントさせていただきます。



お家でDIY [オンライン工作室]

YouTube動画を見ながら、お好きな時間に自宅で工作を楽しめます。夏休みの自由研究などにもオススメ！完成した作品は写真などを支部に送って下さい（参加賞をプレゼントします）。**お申し込みなど詳細は支部事務所まで。**

54歳以下の組合員の方には、個別で申込書を郵送します。

【対象】組合員の子供（高校生まで）

※先着50名

【期間】8月1日～31日を予定

★お申込みのあった世帯に工作キットとYouTube動画のURLを送らせて頂きます。

[土建国保] コロナ感染症手当金

東京土建国保の新型コロナウイルス感染症手当金の対象期間が**9月末まで延長**となりました。

東京土建国保加入者で、新型コロナウイルスに感染もしくは感染の疑いで休業した期間がある方は、支部事務所までご連絡下さい。

また、新型コロナウイルスに感染した組合員（土建国保未加入者を含む）は、組合総合共済の傷病見舞金の対象となる可能性がありますので、ご相談下さい。



アスベストシンポジウム延期のお知らせ

7月31日（土）東村山市中央公民館にて開催を予定していた、アスベストシンポジウムは、緊急事態宣言の発令を受けて、会場の使用ができなくなった為、延期となりました。

尚、延期の日程は下記のとおりです。9月に多くの参加（感染対策は十分に行います。）で成功させましょう。

◆延期日程◆

【とき】9月25日（土）19:00～
【ところ】東村山市中央公民館ホール

群会議の話題

東京土建小平東村山支部
TEL.042-342-2846

187-0042 小平市仲町381
FAX.042-342-2848

今月の
これは重要！

色々、情報ありますので、中も見て下さい！

支部集団健康診断

春・夏シーズン最後の受診機会となります。受診希望の方は、お早めにお申込下さい。お申し込みは、先月まで配布している申込書または支部HPから→



東村山の会場

日程	会場	申込〆切
7月 25日	北多摩生協診療所	7月 16日

※感染症対策の為、医療機関の指示に従って受診をお願いします。

※乳がん検診の実施があります。

土建国保料の減免制度が始まります。

昨年に続き、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した組合員の生活再建を支援する為、**東京土建国保**保険料の減免制度を実施します（7月より）。

収入の減少で減免申請を行う場合、昨年度とは比較する年度や減少率の計算方法が異なりますので、ご注意下さい。

減少率（対象となるか）の確認は、3面の計算シートをご確認下さい。ご不明な点は、支部事務所までご連絡下さい。

建退共の制度改定について

10月から、建退共の予定運用利回りが3.0%から1.3%へ（改定以前までの掛金は従来の利回りを適用）、掛け金額が310円から320円へ改定となります。改定については、2019年に実施した経営状況の試算で累積余剰金の減少が判明し、新型コロナウイルスの影響で損失が広がる可能性があることを理由としています。

支部へ委託している方は、10月に納入する組合費から金額が250円引き上りますので、ご注意下さい。

石綿作業主任者技能講習を本部会館で開催決定

2021年4月からアスベスト対策に関する規制が強化され、基準以上の工事を行う場合は有資格者による事前調査の実施が義務となりました。

事前調査の有資格者となる前提条件として「石綿作業主任者」などの資格を保有していることが必須となります。全都からも問い合わせが相次いでいるため、多くの受講者を受け入れられるよう、本部会館で講習会を開催予定です。お申し込みは支部事務所まで。

【とき】10月12日（火）・13日（水）
の2日間講習になります。

【ところ】けんせつプラザ（東京土建本部）
※東京都新宿区北新宿1-8-16

【受講料】11,500円

現在の情勢

《都議会議員選挙の結果》

7月4日に投開票された都議会議員選挙では、自民党が前回よりも議席を伸ばした一方で、五輪の開催中止を訴えた共産と立憲民主党が存在感を示す結果となりました。

都のコロナへの対応の長期化で、財政状況は悪化、貯金（財政調整基金）がこの2年間で7割も減っており、今後もコロナと五輪により、さらなる悪化が懸念されています。

私たちの地域医療（都立病院）、土建国保の補助金など仕事や生活に密着した問題です。新しい議会を注視していきましょう。

《建設アスベスト訴訟 被害者を救済する法案が全会一致で可決成立》

5月17日の最高裁の判決を受けて、未提訴の建設アスベスト被害者に裁判での和解金と同額を支給する「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給法案」を6月3日には衆院、6月9日には参院の両議院の全会一致で可決成立しました。

原告団と私達は、わずか3週間余りで法律を制定し、厚労省労基局長も前代未聞と発言するなど、大きな前進を勝ち取りました。

この法律によって、建設業に従事しアスベストが原因で病気となり労災認定された場合、裁判を行わずに国から直接、補償が受けられるようになります。（コストを負担せずに、集団の利益にタダ乗りしている、CMの「●●法律事務所」などハイエナ弁護士の排除もできる）引き続いている、石綿建材メーカーへの責任の追及が争点となります。

6月の取り組み

集団健康診断を6月6日、みその診療所に130人が受診、6月20日には、北多摩生協診療所に124人が受診しました。

6月27日の幹部学校へは、11人が参加しました。



東京土建国保の保険料減免

昨年に続き、コロナウィルスの影響等により、収入が減少した方にに対して、保険料の減免を行ないます。2020（または2019）年の収入と比べ、今年の収入見込みが30%以上減少する方は保険料が減免されます。

減免月数（最大4か月分）は収入の減少率等に応じて決定されます。下記の計算式でご確認の上で、支部事務所まで申請をお願いします。なお、申請の期限は**11月18日（木）15:00**までとなります。

①2020年の収入	A（2020年）												A（2019年）											
	21年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	21年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
②2021年の収入 見込みの計算 ※経過した月のみ																								
③引き算します													A-B=C	C	A	A-B=C	A	A	A	A	A	A	A	A
④減少率の計算																								
⑤申請に必要なもの 〔事業収入のある方〕																								

→Dが30%以上になれば
減免申請ができます。
2020年のAを使って30%
以上にならなかった方は、
2019年のAを使って再
計算してください。

1、令和2（2020）年の収入がわかるもの【確定申告書など】
2、2020年の収入が確認できる書類【売上台帳・請求書など】
3、令和1（2019）年の収入がわかるもの【確定申告書など】
※3は2019年の収入と比較する方のみ必要です。

1、令和2（2020）年の収入がわかるもの【課税証明書・住民税の納税通知書】
2、2021年の収入が確認できる書類【給与明細・賃金台帳など】
3、令和1（2019）年の収入がわかるもの【課税証明書・住民税の納税通知書】
※3は2019年の収入と比較する方のみ必要です。